

# 人吉市立東間小学校PTA会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、人吉市立東間小学校PTAと称し、事務所を人吉市立東間小学校（以下「本校」という。）に置く。

### (目的)

第2条 本会は、会員相互の理解と協力によって正常なる学校教育の運営に協力し、児童の健全なる育成と福祉増進を図る。

### (事業)

第3条 本会は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校教育及び学習指導への協力
- (2) 学校環境整備への協力
- (3) 児童の健康増進及び安全指導への協力
- (4) 児童の健全育成及び校外指導への協力
- (5) 会員相互の教養と研修
- (6) その他目的達成に必要認める事項

### (方針)

第4条 本会は、教育に関心を持つ各種協議会及び委員会と協力して、目的を達成することに努める。

- 2 本会は、営利を目的とせず、宗教にとらわれず、また、政党にも関係しない。
- 3 本会の名称及び役員の名前は、本会の正規の事業以外の目的のために用いてはならない。
- 4 本会は、学校行事の指導及び学校教育の方針を支配しない。

## 第2章 会員及び会費

### (会員)

第5条 本会の会員は、次の会員をもって構成する。

- 1 正会員：本校に在籍する児童の保護者、及び教職員
- 2 準会員：本会の趣旨に賛同する者で、本会が適当と認めた者

### (会員の権利義務)

第6条 会員は、本会の目的達成のために協力しなければならない。

- 2 会員は、本会の目的、事業を達成するために動議を出し、討論議決する権利がある。
- 3 会員は、本会の役員等を選出又は推薦する権利及び義務がある。
- 4 会員は、総会で議決されたことを忠実につくす義務がある。
- 5 会員は、議決された方針を実行するため積極的に努力する義務がある。
- 6 会員は、相互に礼をつくし、権利を尊重し、会則を守る義務がある。
- 7 会員は、総会で決定した会費を納める義務がある。
- 8 会員は、総会において事業報告及び監査報告を受ける権利がある。

### 第3章 役員及び委員

#### (役員の種類別)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人 (1名は、人吉市PTA連絡協議会役員を兼ねる)
- (3) 家庭教育部長 1人 (副会長が兼ねることができる)
- (4) ふれあい部長 1人 (副会長が兼ねることができる)
- (5) 書記 4人 (うち2人は本校職員)
- (6) 会計 2人 (うち1人は本校職員)
- (7) 監事 2人
- (8) 顧問 若干名

#### (委員の種類別)

第8条 本会に学年委員(各学年5人以内)を置く。

2 本会に次の専門委員を置く。

- (1) 広報委員 各学年2人
- (2) 保健環境委員 各学年2人
- (3) 家庭教育委員 各学年2人
- (4) 交通委員 各地区2人以内
- (5) 地区委員 各地区1人

#### (役員及び委員の選任)

第9条 第7条第1号に掲げる役員は、会員の中から選考委員会が推挙し、総会において承認する。

2 第7条第2号から第7号に掲げる役員は、会員の中から選考委員会と前項で推挙される新会長候補者が協議の上推挙し、総会において承認する。

3 第7条第8号は学校長が兼ねる。併せて、必要な場合は新会長候補が委嘱することができ、総会において承認する。

4 第8条第1項及び同条第2項第1号から第3号に掲げる委員は、学年PTAで選出する。

5 第8条第2項第4号及び第5号に掲げる専門委員は、地区PTAで選出する。

6 選考委員会が設置されなかった場合は、総会において選出し、承認する。

#### (委員会の設置)

第10条 第8条第1項の学年委員は、各学年別の委員によって学年委員会を構成し、委員の互選により委員長、副委員長及び書記各1人を選出する。

2 第8条第2項の専門委員は、それぞれの委員によって専門委員会を構成し、委員の互選により、委員長、副委員長及び書記各1人を選出する。

#### (役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。また、学校と協働し、学校ホームページ上に掲載するPTAに関する情報の管理を行う。
- 3 家庭教育部長は、各種協議会（人吉市PTA連絡協議会を含む）の家庭教育部会と本会の家庭教育委員会との連絡調整にあたる。
- 4 ふれあい部長は、会員相互の連携活動、教育諸活動（地域学校協働活動を含む）への協力及び学校環境の整備等を掌る。
- 5 書記は、本会の運営上必要な一切の事務を掌る。
- 6 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 7 監事は、本会の会計を監査し、総会においてその結果を報告する。
- 8 顧問は、これまでの経験を踏まえて、会務に助言を行う。

#### (役員及び委員の任期)

第12条 第7条に掲げる役員の任期は1年とする。また、再任を妨げない。ただし、同条第1号(会長)の再任は3期までとする。

- 2 役員及び委員の任期が完了しないうちに欠員が生じた場合は、速やかに役員会又は学年委員会若しくは専門委員会によりその補員を決めるものとする。
- 3 補欠により選任された役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員及び委員は、任期を過ぎても後任者が決定しない場合は、その職務を遂行しなければならない。

### 第4章 選考委員会

#### (選考委員会)

第13条 選考委員会は、該当年度の運営委員会の委員全員で構成し、第7条第1号(会長)の職以外の委員の互選により委員長及び副委員長各1名を選出する。

- 2 選考委員は、役員を選考している間に知り得た秘密を総会において承認されるまでは、関係者及び関係機関以外に漏らしてはならない。
- 3 選考委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 4 選考委員会は、会員の中から役員を推挙し、総会に報告しなければならない。
- 5 選考委員会は、総会において、役員が承認された場合に解散する。

### 第5章 会議

#### (会議)

第14条 本会の会議は、総会、臨時総会、運営委員会、役員会、学年委員会及び専門委員会とする。

- 2 会議は、原則対面による開催とする。ただし、オンライン会議又は書面議決に代えることができる。

#### (会議の構成)

第15条 総会及び臨時総会は、会員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、役員、学年委員長、専門委員長及び学校長をもって構成する。

- 3 役員会は、役員及び学校長をもって構成する。
- 4 学年委員会は、学年委員及び本校担当職員をもって構成する。
- 5 専門委員会は、専門委員及び本校担当職員をもって構成する。

(会議の機能)

第16条 総会および臨時総会は、次の事項のほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する最高議決機関である。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 会費に関する事項
- (4) 役員の承認に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関及び執行機関として、次の業務を行う。

- (1) 総会の議決事項の遂行に関すること
- (2) 総会に付議する議案の審議に関すること
- (3) 総会で審議するいとまがない緊急事項の処理に関すること
- (4) 本会の運営及び会則の施行に関すること
- (5) 委員会相互の連絡調整に関すること

3 役員会は、本会の執行機関として、次の業務を行う。

- (1) 総会及び運営委員会の議決事項の遂行に関すること
- (2) 運営委員会に付議する議案の審議に関すること
- (3) 運営委員会の議決を要しない会務の執行に関すること

4 学年委員会は、学年PTAの正常なる運営を図るとともに、学年独自の教育推進活動を行う。

5 専門委員会は、本会の専門機関として、次の業務を行う。

- (1) 広報委員会 本会の広報活動に関すること
- (2) 保健環境委員会 本会の保健体育及び教育環境の美化に関すること
- (3) 家庭教育委員会 児童の生活指導及び福祉活動に関すること また、家庭教育部長と連携し、各種協議会（人吉市PTA連絡協議会含む）の家庭教育事業に関すること
- (4) 交通委員会 児童の交通安全を図り、本校の諸行事における安全確保に関すること
- (5) 地区委員会 地区PTAの運営、児童の健全なる育成と校外生活指導、地区行事の推進、本会と地区PTA及び学校との連絡協調に関すること

(会議の招集)

第17条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長若しくは運営委員会が必要と認めるとき、又は会員の4分の1以上から請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

2 運営委員会及び役員会は、必要に応じ会長がこれを招集する。ただし、構成員の4分の1以上から請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 学年委員会及び専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(会議の議長)

第18条 総会及び臨時総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

2 運営委員会及び役員会の議長は、副会長があたる。ただし、副会長が出席できない場合は、書記があたるものとする。

3 学年委員会及び専門委員会の議長は、委員長があたる。

(会議の成立)

第19条 総会及び臨時総会は、会員の4分の1以上の出席によって成立する。ただし、出席できない会員は、出席する会員に議決権を委任することにより、その会員は、出席したものとみなすことができる。なお、書面議決の場合は、予め示した方法により、出席したものとみなすことができる。

2 運営委員会、役員会、学年委員会及び専門委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(会議の議決)

第20条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

2 書面による議決は、予め示した方法により可否の判断ができる場合、可として確認された書面の過半数をもって決し、可否同数の場合は、運営委員会にて協議し、決する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第21条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) 基金
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第22条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 特別な事情により必要があるときは、学校長と会長の合意の上で、一般会計以外の会計を一般会計に繰り入れ、本会の運営に要する経費として使用することができる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計年度に属する出納は、4月末日をもって閉鎖する。

(基金の設置)

第24条 本会の健全な運営を図ることを目的に人吉市立東間小学校PTA活動基金を設置することができる。

2 基金の運営については、別に規則で定めるものとする。

(事業計画及び予算)

第25条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第26条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書及び会計決算報告書として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

## 第7章 特別委員会

(特別委員会の設置)

第27条 本会は、総会又は運営委員会の議決によって、特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会の委員は、会長が委嘱する。

3 特別委員会は、その付託された事項の経過及び結果を総会又は運営委員会に報告し、委任された職務を完遂したときに解散する。

## 第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第28条 この会則は、総会において出席した会員の4分の3以上の同意を得ることができれば、変更することができる。但し、総会での承認が難しい場合には、PTA会長と学校長が合意している場合により、運営委員会において出席した会員の4分の3以上の同意を得ることができれば、変更することができる。

(本会の解散)

第29条 本会を解散しようとするときは、総会において出席した会員の4分の3以上の同意を得なければ、解散することはできない。

2 本会の残余財産は、継承する団体に帰属する。ただし、継承する団体が不存在の場合は、人吉市教育委員会に帰属するものとする。

## 第9章 雑則

(弔事)

第30条 本会の児童又は会員に弔事が発生した場合には、次の各号により弔意を示す。

- (1) 児童の死亡 香典10,000円を贈る
- (2) 会員の死亡 香典10,000円を贈る
- (3) 本校職員の配偶者、父母及び子の死亡 香典5,000円を贈る
- (4) その他、特別な事由が生じた場合は、会長と学校長が協議のうえ決定する。

(表彰)

第31条 本会の運営活動に貢献した会員は、別に定める規程に基づき表彰する。

(委任)

第32条 この会則の施行に関し必要な事項は、運営委員会で協議し、会長が別に定める。

附 則

- 1 昭和60年5月11日から施行の会則並びに人吉市立東間小学校PTA活動の基金に関する規則（昭和60年5月11日施行）及び人吉市立東間小学校PTA表彰規程（平成3年2月13日施行）は、全廃する。
- 2 この会則は、平成27年4月24日から施行する。ただし、第23条の規定は、従前の会則に基づく会計を引き継ぐものとする。
- 3 この会則は、平成29年4月21日から施行する。
- 4 この会則は、平成30年4月20日から施行する。
- 5 この会則は、令和2年5月22日から施行する。
- 6 この会則は、令和4年4月22日から施行する。
- 7 この会則は、令和5年4月1日から施行する。
- 8 この会則は、令和7年2月12日から施行する。
- 9 この会則は、令和8年4月28日から施行する。